

# 下水道事業経営戦略 用語集

## あ 行

	用語	読み方	解説
あ	アウトソーシング	あうとそーしんぐ	業務の全部または一部を外部の専門業者に委託すること。
い	維持管理費	いじかんりひ	事業の管理運営に必要な経費のこと。「人件費」(職員の給与費等)や「物件費」(管渠の清掃費、電気代等の動力費、薬品費、施設の補修費、委託費等)のこと。
	一般会計繰入金	いっばんかいけいくりいれきん	地方公営企業法第17条の2の「経費負担の原則」の規定に基づき、下水道使用料を充てることが適当でない経費等について、一般会計から下水道事業会計に繰り入れるもの。毎年、総務省より示される繰出基準によるもの(=基準内)と、それ以外の政策的経費によるもの(=基準外)とに分類される。
う	雨水	うすい	降る雨の水、雨が降ってたまった水。
	雨水経費	うすいけいひ	処理場や管渠など、雨水を排除するために必要な施設の整備及び維持管理に要する経費。毎年、総務省より示される繰出基準により一般会計から繰り入れるもの。
	雨水公費・汚水私費の原則	うすいこうひ・おすいしひのげんそく	「雨水公費」とは、雨水が自然現象によるものであり、雨水対策をすることは浸水などの被害を防ぎ、その受益が広く市民に及ぶことから、その経費は公費(税金)で賄うという考えのことをいう。 「汚水私費」とは、汚水が日常生活や生産活動によって生じるもので、下水道の利用者がどれだけの量の汚水を排出したかを測定できることから、排出量に応じて下水道使用料を徴収し、その収入で汚水処理のための費用を賄うという考えのことをいう。
え	営業外収益	えいぎょうがいしゅうえき	預貯金などから生じる受取利息など、金融財務活動その他主たる営業活動以外の原因から生じる収益。他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益が計上される。
	営業外費用	えいぎょうがいひよう	企業債の支払利息などの金融財務活動に伴う費用及び事業の経営活動以外の活動によって生じる費用。支払利息、過年度分下水道使用料の還付など雑支出が計上される。
	営業収益	えいぎょうしゅうえき	主たる営業活動から生じる収益。下水道使用料、他会計負担金が計上される。
	営業費用	えいぎょうひ	主たる営業活動のために生じる費用。管渠費、処理場費、

		よう	個別排水処理費、総係費、減価償却費などが計上される。
お	オキシデーションディッチ法	おきしでーしよんでいっちほう	最初沈澱池を設けず、機械式エアレーション装置のある水深の浅い無終端水路(循環する水路)を反応タンクとして、負荷の低い条件で活性汚泥処理を行い最終沈澱池で汚泥と処理水とを分離する方法。主に小規模の汚水処理施設に用いられている方式。
	汚水	おすい	それぞれの家庭で使った後の汚れた水(生活雑排水)や水洗トイレからのし尿、工場や事業所から出される排水のこと。
	汚水処理原価	おすいしよりげんか	有収水量1立方メートル当たりの汚水処理費。低いほど1立方メートル当たりの処理費が安いと効率的と言える。汚水処理原価(円/立方メートル)＝汚水処理費/年間有収水量
	汚水処理施設	おすいしよりしせつ	下水道施設や浄化槽などの家庭や事業所などから出る汚水を処理する施設の総称のこと。
	汚水処理人口	おすいしよりじんこう	まちに住んでいる人のうち、下水道、合併浄化槽などの汚水処理施設が整備された区域に住んでいる人口をさす。
	汚泥	おでい	水中の浮遊物質が重量や生物の作用あるいは凝集剤の作用によって沈殿、堆積し泥状になったもの。
	汚泥の有効利用	おでいのゆうこうりよう	下水汚泥を加工し、緑農地等の有機肥料、あるいは建設資材等に利用すること。

## か 行

	用語	読み方	解説
か	改築	かいちく	排水区域の拡張等に起因しない対象施設の全部または一部(修繕に該当するものを除く)の再建設あるいは取り替えを行うこと。
	過疎代行制度	かそだいこうせいど	過疎地域市町村は、財政力が弱く、また技術的能力も十分でない場合が多いため、基幹的な下水道事業等の整備について、過疎地域自立促進都道府県計画に基づき、都道府県が過疎地域市町村に代わって事業を行うことができる制度。公共下水道の整備については、国土交通大臣が指定する市町村が管理する公共下水道の幹線管きょ、終末処理場及びポンプ施設が対象となる。
	活性汚泥	かっせいおでい	下水に空気を吹き込むことで生成される多数の好気性微生物を含むゼラチン状のフロックからなる生物性汚泥活性汚泥は有機物の吸着能力や酸化能力にすぐれていて、

			また、沈降性もきわめて高い。
	活性汚泥法	かっせいおでいほう	下水に空気を送り込むと原生動物等の微生物の集まり（活性汚泥）が、下水の汚れの原因である有機物を酸化させ無機物に変える方法を用いて下水処理する方法こと。
	合併浄化槽	がっぺいじょうかそう	し尿と台所、風呂、洗濯、洗面所などの生活雑排水を合わせた生活排水を処理する浄化槽のこと。
	借入金	かりいれきん	地方公営企業法第 18 条の 2 に基づき、公営企業の特別会計が一般会計又は他の特別会計から借入れたお金のこと。返済期日が貸借対照表日の翌日から起算して一年以上以内に到来するもの（短期借入金）と一年を超えるもの（長期借入金）の二種類に分かれ、貸借対照表上には、短期借入金は流動負債、長期借入金は固定負債として計上する。
	管渠	かんきょ	主に道路内に敷設される下水道管（排水管）のことをさす。用途や形状により污水管、雨水管、合流管等の種類がある。
	管渠改善率	かんきょかいぜんりつ	当該年度に更新した管渠延長の割合を表したもの。これにより管渠の更新ペースや状況を把握でき、数値が 2 % の場合、すべての管路を更新するのに 50 年かかる更新ペースであることが把握できる。管渠改善率 (%) = 管渠更新（更生）延長 / 下水道布設延長 × 100
	管更生 （管渠の更生）	かんこうせい	老朽化した下水管渠の中に、新しい下水管渠を構築すること。反転工法や形成工法等様々な工法があり、下水管渠を取り替える場合と比べ路面の掘削を伴わないことから、交通規制等が少なく済む。
	官庁会計	かんちょうかいけい	地方自治法に基づいて会計が行われ、詳細については条例・規則に規定され、単式簿記および現金主義を採用した経理方式。名寄市では一般会計や国保や大学などの特別会計。
	管路	かんろ	管路は、下水（汚水及び雨水）を集めて下水処理場や放流先へ運ぶまでの施設・設備の総称。具体的には、処理施設等へ流す管渠、人や機材の出入り用に設けられるマンホール、使用者宅から下水を管渠へ流す取付管などにより構成されている。
き	企業会計	きぎょうかいけい	企業会計原則に基づき、一般企業と同様に複式簿記及び発生主義を採用した経理方式。名寄市では水道事業、下水道事業、病院事業。
	企業債	きぎょうさい	地方公営企業の資産取得などの財源として起こされた地方債（長期借入金）のこと。

企業債償還金	きぎょうさいしょうかんきん	企業債(建設するときに借りたお金)に対する返済金のこと。元金(実際に借り入れた額)の支払額を企業債償還元金といい、資本的支出の一部として計上する。また、利子の支払額を企業債支払利息といい、収益的支出の一部として計上する。
基準内繰入金・基準外繰入金	きじゅんないくりいれきん・きじゅんがいくりいれきん	毎年4月に総務省から出される「地方公営企業繰入金」通知により、一般会計(公費)が負担すべき経費の算定基準が示され、その基準による繰入金を「基準内繰入金」、それ以外の政策的経費による繰入金を「基準外繰入金」としている。
基本水量	きほんすいりょう	基本料金に付与される一定水量のこと。この水量の範囲内では実使用水量の多寡に関係なく、料金は定額となる。基本水量の設定は、一般家庭において一定の範囲内で水使用を促し、公衆衛生上の水準を保つとともに、その部分に係る料金の低廉化を図るもので、政策的配慮に基づくものである。
基本料金	きほんりょうきん	污水排出量に関係なく、必要となる経費に対する使用料で、名寄市の場合、基本水量5立方メートル/1か月に対して723円としている。
キャッシュ・フロー計算書	きゃっしゅ・ふろーけいさんしょ	予算・決算時に作成する財務諸表のひとつ。一事業年度における現金の流れを活動区分別に表示した報告書のこと。官庁会計が現金主義であるのに対し、企業会計は債権・債務の発生をもって収益や費用を認識する「発生主義」を採用しているため、現金の動きに関する情報を把握する目的で作成する。
供用開始	きょうようかいし	下水道管が敷設され、公共枿へ排水設備を接続することにより下水道が利用可能となること。
く 繰入金	くりいれきん	公営企業の目的とされる事業の遂行に必要な財源に対して、必要により一般会計から繰り入れられた資金のこと。
け 経営指標	けいえいしひょう	経営分析を行うにあたって、具体的に事業の実態がどのようになっているのか把握し経営改善につなげるため、財務諸表等の数値から適切な経営判断をする項目。
経営戦略	けいえいせんりゃく	将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な投資・財政計画。
経常収支比率	けいじょうしゅうしひりつ	経常費用(=営業費用+営業外費用)が経常収益(=営業収益+営業外収益)によって、どの程度賄われているかを示す指標。この比率が100%未満である場合、収益(稼いだお金)で費用(支払うお金)を賄えず経常損失が生じて

		いることを意味する。
経費回収率	けいひかいし ゆうりつ	使用料で汚水処理費を回収している割合のこと。高いほど経営が健全であると言える。経費回収率(%)=使用料収入/汚水処理費×100
下水	げすい	下水道法で定める「下水」は、市街地に発生するすべての不用な水の総称を指す。 1. 家庭生活や事業（耕作を除く）などの生産活動によって生じる汚水又は排水 2. 雨水（雪どけ水を含む）
下水道	げすいどう	下水を排除するために設置された、下水管・排水渠などの排水施設と、排水施設に接続して下水を処理する処理施設、排水施設と処理施設を補完するために設置されるポンプ施設をまとめて下水道という。
下水道使用料 (使用料)	げすいどうし ようりょう	下水道の維持管理経費等の経費に充てるため、条例に基づき使用者から徴収する使用料。原則、水道使用水量に応じて積算する。
下水道普及率	げすいどうふ きゆうりつ	行政人口のうち、下水管渠が整備されており、下水道を利用できる人の割合を指す。下水道の整備状況を表す指標として用いられている。
下水道法	げすいどうほ う	流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律（昭和33年法律第79号）。
減価償却費	げんかしょう きゃくひ	固定資産の取得原価を、利用する各年度の費用として割り当て、投下資本を回収する会計処理のこと。
建設改良費	けんせつかい りょうひ	主に下水道の施設整備や改築に使われる経費。
こ 広域化	こういきか	経営基盤や技術基盤の強化を地域の実情に応じて事業統合や共同経営だけでなく、管理の一体化等の多様な形態など、市町村の連携体制を構築すること。
公共下水道	こうきょうげ すいどう	市街地の雨水を速やかに排除し、また、汚水を終末処理場で処理して河川に放流するもので、市町村が事業主体となって行なう最も一般的な下水道のこと。
公共枿	こうきょうま す	道路に埋設された下水管と家庭や事業所等に設置された排水設備を接続し、下水管へ汚水・雨水を排出するための枿。公共枿より下水管側の管理は市となる。

工事負担金	こうじふたん きん	地方公営企業が開発行為者や他企業などから依頼を受けて当該事業の施設工事を行う場合に、その工事に係る負担として依頼者から納付する金銭的給付。
更新	こうしん	老朽化した施設や設備の機能を回復させるため、標準的な耐用年数に達した対象施設について再建設あるいは取り替えを行うことをいう。
合流改善	ごうりゅうか いぜん	公衆衛生・水質保全・景観上の観点で、合流式下水道から公共用水域へ放流される汚濁負荷量を分流式下水道並みに削減すること、雨天時における未処理下水の公共用水域への放流回数を半減させること、下水中のきょう雑物の公共用水域への流出防止等があげられる。
合流式下水道	ごうりゅうし きげすいどう	汚水と雨水を同一の管渠で排除する下水道のことをいう。この場合、汚水と雨水が下水処理場に流入する。古くから下水道事業を行っている地域で多く採用されているが、最近では分流式下水道が主流となっている。

## さ 行

	用語	読み方	解説
さ	財務諸表	ざいむしょひ よう	事業の財政状況を示す資料で、「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュ・フロー計算書」などがある。これらの作成により、当年度の収益や費用が明らかとなり、その結果、利益あるいは損失など、事業の経営状況が判るほか、年度末時点において事業が保有している資産や負債といった財政状況が把握できるようになる。
	雑排水	ざっぱいすい	し尿を除く、一般家庭から出る炊事、洗濯、入浴等で発生する排水のこと。
し	事業認可	じぎょうにん か	都市計画法による都道府県知事（市町村施行の場合）、国土交通大臣（都道府県施行の場合）の下水道事業施行の認可をいう。この認可を受けた事業計画には、名称、事業地、設計の概要、事業施行期間等が定められている。
	資金不足比率	しきんふそく ひりつ	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、この率が経営健全化基準（20%）以上である場合、経営の健全性が確保出来ていないとして、「財政健全化計画」を定めなければならない。

施設利用率	しせつりょうりつ	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する基準となり、一般的には高い数値であることが望ましい。施設利用率(%) = 晴天時一日平均処理水量 / 晴天時現在処理能力 × 100
し尿	しにょう	トイレから出る排水のこと。
資本的収入・支出	しほんてきしゅうにゅう・ししゅつ	効果が次期以降に及び将来の収益に対応する支出とその財源となる収入のこと。
資本費	しほんひ	下水道を建設する際に借り入れた、地方債元利償還金および地方債取扱諸費の合計額をさす。
資本費平準化債	しほんひへいじゅんかさい	下水道整備は先行投資が多額にも関わらず、供用開始当初は利用者が少ないため、過大な使用料負担を求めることになり世代間の公平に反してしまう。これを解消するため、下水道事業債の償還財源として資本費平準化債を活用することにより後年度に負担を繰延べすることができる。
収益的収入・支出	しゅうえきてきしゅうにゅう・ししゅつ	その年度の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用。損益計算はこれに基づいて行なわれる。
修繕・修繕費	しゅうぜん	施設の機能が維持されるよう部分的に補強、取り替え等により修復すること、及びその費用。
終末処理場	しゅうまつしよりじょう	下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。【下水道法第2条第6項に規定されています。】下水処理場と同意。
受益者負担金	じゅえきしゃふたんきん	下水道が整備されることにより、利益を受ける人が建設費の一部として負担するお金。処理区域内の土地に対して賦課されるもので、一度限りのもの。
出資金	しゅっしきん	地方公営企業法第18条に基づき、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計に出資されたものをいい、公営企業の自己資本金となる。
純利益（純損失）	じゅんりえき(じゅんそんしつ)	総収益-総費用 の計算式で求められる。
浄化槽	じょうかそう	下水道やコミュニティ・プラントではない、各家庭・事業所の敷地内に設置される汚水処理施設のこと。単独処理浄化槽と合併処理浄化槽に大別される。
使用料単価	しやうりょう	使用料対象水量1立方メートル当たりの使用料収入額。

		たんか	高いほど料金水準が高いと言える。使用料単価（円/立方メートル）＝使用料収入/年間有収水量
	処理区域	しよりくいき	排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、公示された区域のこと。
	処理区域内人口	しよりくいき ないじんこう	供用開始後公示済区域内の人口のこと。
す	水洗化	すいせんか	宅地内の排水設備を下水道や浄化槽などの汚水処理施設に接続し、汚水処理を行うこと。
	水洗化人口	すいせんかじ んこう	処理区域内人口のうち、水洗便所を設置している（水洗化を完了している）人口のこと。
	水洗化率	すいせんかり つ	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合。水洗化率（％）＝水洗化人口/処理区域内人口×100
	ストックマネジメント	すとっくまね じめんと	既存の構造物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。多様化する現在の需要に対して、既存構造物の計画的な評価、保全が求められており、ただ単純に古くなったからという理由で構造物を解体して新築（改築）を繰り返す、いわゆる「スクラップ&ビルド」とは異なる手法である。
せ	生活排水	せいかつはい すい	一般家庭から出るし尿、炊事、洗濯、入浴等の排水のこと。「生活排水」＝「し尿」＋「生活雑排水」
そ	損益勘定留保資金	そんえきかん じょうりゅう ほしきん	収益的支出のうち、減価償却費や資産減耗費など、現金の支出を必要としない費用の合計から、長期前受金戻入額を差し引いたもので、企業内に現金として留まるもの。
	損益計算書（P/L）	そんえきけい さんしょ	予算・決算時に作成する財務諸表のひとつ。一事業年度における経営成績を表すもので、その期間中すべての収益と、これに対応するすべての費用を記載して、その結果（純利益又は純損失）を表示した報告書のこと。

## た 行

	用語	読み方	解説
た	貸借対照表（B/S）	たいしゃくた いしょうひょ う	予算・決算時に作成する財務諸表のひとつ。企業の財政状況を明らかにするため、一定の時点におけるすべての資産、負債及び資本を総括的に示した報告書のこと。貸借対照表は左右に分かれており、左側（借方）に資産、右側（貸方）に負債と資本を記載する。原則として、資産＝（負債＋資本）が成り立ち、左右の合計額が均等となることか

		ら、バランス・シートとも呼ばれる。
滞水池	たいすいち	<p>初期雨水を一時的に貯留し、合流式下水道からの越流水による汚濁負荷量を減少させるための施設をいう。貯留した雨水は降雨終了後に処理場へ送水され処理される。</p> <p>⇒越流水</p> <p>雨天時や融雪時に、合流式下水道においてポンプ施設等から越流した、降雨により希釈された未処理の下水のことをいう。</p> <p>⇒汚濁負荷量</p> <p>水質を汚濁する物質の総量をいう。</p>
耐震化	たいしんか	下水道施設を地震等災害が発生した場合でも、耐えられるように施設の構造を強化すること。
耐用年数	たいようねんすう	施設が使用に耐える年数。一般的な下水道環境の下で適切に維持管理が行われている場合、管渠、ポンプ場、処理場の土木・建築構造物でおおむね50年、機械・電気設備でおおむね10～30年とされている。標準耐用年数は、固定資産が使用できる期間として法的に定められた年数であり、減価償却の計算期間となる。
ダウンサイジング	だうんさいじんぐ	処理水量の減少や技術進歩の伴い、施設更新などの際に、施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。
脱水ケーキ (脱水汚泥)	だっすいけーき	下水処理を行うと廃棄物として汚泥が残り、汚泥は水分が多いため水分を少なくし固形物にする。その脱水した汚泥のことで、通常、含水率85%以下。
単独浄化槽	たんどくじょうかそう	し尿のみを処理する浄化槽のこと。
ち 地方公営企業法	ちほうこうえいきぎょうほう	地方公共団体が経営する企業の能率的経営を促進し、経済性を発揮させるとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るため、地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特別法として、企業の組織、財務およびこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準、一部事務組合に関する特例を定める地方公営企業の基本法であり、水道事業(簡易水道事業を除く。)などに適用される。
地方公営企業法の全部適用	ちほうこうえいきぎょうほうのぜんぶてきょう	財務、組織、職員の身分取扱い等、地方公営企業法の規定全てが当然に適用されることをいう(財務のみ適用される場合、一部適用とといいます)。これにより、①財務諸表を作成・管理することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能となる、②経営に要する経費

		の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能になる、③経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、住民のガバナンスが向上するといったメリットが挙げられる。	
	地方債	ちほうさい	地方公共団体が資金調達のために借入れることによる債務で、その償還が一会計年度を越える長期の借入金。長期の借入を行うことでそれらの施設を利用して便益を受ける後世代の住民と、現世代の住民との間で、費用負担を適切に分かつことを可能とする。
	地方財政措置制度	ちほうざいせいそちせいど	ある事業の都道府県または市町村負担に対して、国が行う財政措置のことで、地方債や地方交付税などで財源が確保される制度のこと。
	地方単独事業	ちほうたんどくじぎょう	地方公共団体が行う事業のうち、地方公共団体の財源のみで行うものをいう。
	超過料金	ちょうかりょうきん	汚水排出量に応じて増減する使用料で、汚水排出量に応じて変動する経費などをまかなうもの。名寄市は、超過水量1立方メートルに対して210円としている。
	長期前受金戻入	ちょうきまえうけきんれいにゆう	減価償却が取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源を収益として割り振ること。長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、実際の現金処理はない。
と	動力費	どうりょくひ	機械設備等の運転に必要な電力料及び燃料費等。
	特定環境保全公共下水道	とくていかんきょうほぜんこうきょうげすいどう	公共下水道の一種であり、市街化区域以外にある農村部の生活環境の改善、あるいは湖沼等の自然環境の保全を目的としている。
	特別利益・損失	とくべつりえき・そんしつ	事業の通常の経営に伴うものではなく、その発生の事実が過去の年度に属すると考えられる収入及び支出や、災害損失等のため臨時かつ巨額の支出が必要とされるものなど、経常的な損益計算に算入されないもの。主に特別利益は退職給付引当金戻入など引当金の戻入が計上され、特別損失は過年度修正損を計上する。
	都市計画法	としけいかくほう	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律（昭和43年法律第100号）。

## は 行

	用語	読み方	解説
は	排水設備	はいすいせつ び	下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設をいう。【下水道法第10条第1項に規定されています。】下水道の供用開始後は、その土地の所有者等に設置義務が課される。
ひ	標準活性汚泥法	ひょうじゅん かっせいおで いほう	反応タンク（エアレーションタンク）内で下水と活性汚泥と呼ばれる微生物とをエアレーションによって混合し、その後、最終沈澱池で活性汚泥を沈殿させて、上澄みの水を処理水として流出させる方法。沈澱した活性汚泥の一部は、再びエアレーションタンクに戻されて、残りは余剰汚泥として排出される。 ⇒エアレーション 空気と液体を接触させて液体に酸素を供給することをいう。
ふ	普及率	ふきゅうりつ	下水道を利用できる人口の割合。下水道普及率（％）＝処理区域内人口/行政区域内人口×100
	不明水	ふめいすい	污水管に管きょ継手部やマンホールの蓋穴等から何らかの理由で、流れ込んできた雨水や地下水等で、処理水量から有収水量を除いた水量のこと。
	分流式下水道	ぶんりゅうし きげすいどう	污水と雨水とを別々の管渠で排除する下水道のことをいう。この場合、污水だけが下水処理場に流入し、雨水は側溝等から河川等にそのまま放流する。
ほ	包括的民間委託（包括委託）	ほうかつてき みんかんいた く	民間事業者（受託者）が一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で、施設の運転・維持管理について受託者の裁量に任せられる、性能発注の考え方に基づく委託方式。
	補助金	ほじょきん	国庫補助金と一般会計補助金がある。
	補填財源	ほてんざいげ ん	資本的収支予算において収入額が支出額に対して不足することとなった場合の補填に用いられる財源のこと。
	ポンプ所	ぽんぷしょ	下水が自然に流れない場所や大規模なポンプ場が設けられない場合等に用いられるマンホール内のポンプ施設。
	ポンプ場	ぽんぷじょう	下水は処理場まで自然流下で流れるのが原則ですが、管渠が深くなりすぎたり、地形的に自然流下が困難な場合等に、揚水する（汲み上げる）ために設ける施設のこと。

## ま 行

	用語	読み方	解説
ま	管路図情報システム (GIS)	かんろずじょうほうしすてむ	コンピュータを用いて地図情報を作成、管理する技術で、地図情報に地下埋設管や関連施設の図形に加え、管渠の口径、管種、埋没年度といった属性情報や管理図面などをデータベースとして一元管理するシステムである。
	マンホール	まんほーる	下水管渠と地上を結ぶ施設で、下水管渠の清掃・換気・点検・検査等を目的として設けられる施設。一般に下水道管渠が合流する箇所や、勾配・管径の変化する箇所ならびに維持管理上必要な箇所に設ける。
み	未収金	みしゅうきん	債権は発生しているが、その収入が終わっていないもの。決算（年度末）における未収金は、下水道使用料の3月分未収納額や過年度の未収納額が主なものである。
	未払金	みばらいきん	債務は発生しているが、その支払いが終わっていないもの。決算（年度末）における未払金は、年度末に竣工した修繕費や委託料、3月分の動力費など、支払日が4月以降となるものが主なものである。
め	面整備	めんせいび	下水道施設等の基盤施設の整備を「線整備」というのに対して、それに加えて、建築物等の建設等を目的に土地を整地し、一帯でまちを整備することを指す。

## や 行

	用語	読み方	解説
ゆ	有収水量	ゆうしゅうすいりょう	下水道使用料によって収益がある汚水量のこと。
	有収率	ゆうしゅうりつ	汚水のうち、使用料の対象となっている水量の割合のこと。有収率が高いほど使用料徴収の対象とならない不明水が少なく、施設の利用効率が高いと言える。有収率(%) = 年間有収水量 / 年間汚水量 × 100

## ら 行

	用語	読み方	解説
り	リスク評価	りすくひょうか	施設・設備ごとに、故障などの危害要因を予測・分析して見定めること。

	流動資産	りゅうどうし さん	資産のうち、現金預金、未収金などのように販売過程を経 ないで容易に現金化されるものであり、短期負債の償還 にあてることができるもの。
	流動負債	りゅうどうふ さい	負債のうち、事業の通常取引において1年以内に償還 しなければならない短期の債務。
	流動比率	りゅうどうひ りつ	流動負債に対する流動資産の割合を表すもので、短期債 務(一年以内に返済期日が到来する債務)に対する支払能 力を判断するために使用される指標。
る	類似団体	るいじだんた い	総務省の下水道事業経営指標より、下水道事業を運営す る全国の団体を、規模別、地理的条件別、事業進捗度別に 分類した同じグループの団体のこと。
	累積欠損金	るいせきけっ そんきん	各事業年度の営業活動の結果生じた欠損金が、多年度に わたって累積したもの。